

公共的団体屋外広告物届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地)

届出者 住所 〒



ふりがな
氏名

連絡先 電話番号
メールアドレス

大津市屋外広告物条例第8条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 屋外広告物の種類 ()自家用 ()非自家用 (案内図板規制・相互間距離規制・規制なし)									
番号	表示内容	種類	地上高	縦	横	面数	表示面積	個数	備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

※広告物が10を超える場合は、広告物一覧表を別紙にて添付してください。

※裏面にも記載事項があります。

2表示期間	年 月 日～ 年 月 日 (年・ 月間)		
3表示場所	大津市		
4条例上の地域区分等	<input type="checkbox"/> 禁止地域 ()許可地域(第1種・第2種・第3種) <input type="checkbox"/> 景観保全型広告整備地区 ()地区) <input type="checkbox"/> 眺望景観保全地域 ()地域) <input type="checkbox"/> 対岸眺望景観保全地域 ()地域) <input type="checkbox"/> 指定沿道及び沿線地域 (鉄道・新幹線・指定道路・高速自動車道) <input type="checkbox"/> 風致地区 ()風致地区) <input type="checkbox"/> 地区計画 ()地区) <input type="checkbox"/> 伝統的建造物群保存地区 <input type="checkbox"/> 歴史的風土保存地区 ()歴史的風土特別保存地区 ()自然公園区域		
5建築基準法による工作物の確認	<input type="checkbox"/> 不要 ()申請済 <input type="checkbox"/> 当課へ申請後に申請予定 <input type="checkbox"/> 未申請	6道路法による道路占用許可	<input type="checkbox"/> 不要 ()申請済 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請
7規則第5条(条例第8条第5項に規定する市長が別に定める公共的団体)に該当するか <small>(該当する条項を囲むこと。第3項に記載の社会福祉事業に該当する場合は、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業名を記入すること。)</small>	規則第5条 第1項・第2項・第3項・第4項 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業名 		
8管理者	住所氏名連絡先	〒	
	所持する資格	<input type="checkbox"/> 屋外広告士 ()講習会修了者 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 ()技能検定合格者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 ()資格なし	
9工事施行者	住所氏名連絡先	〒	
	本市における屋外広告業の登録番号	大津市屋外広告登録第 号	
	登録有効期間	年 月 日まで有効	
届出済番号		備考	
第 号			

注 1 次の書類を添付すること。

- (1) 設置する場所を示す地図(位置図)
 - (2) 土地又は建築物等との関係を明らかにした図(配置図)
 - (3) 色彩(マンセル値)及び意匠を明らかにした図(意匠図)
 - (4) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書(構造図)
 - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真(申請の日前30日以内に撮影した写真で、撮影年月日が記入されたもの)
 - (6) 第2次大津市景観計画で定める眺望景観保全地域及び対岸眺望景観保全地域において、屋上広告物を表示し、又は設置する場合で、その高さが地上から31メートルを超えるときには、同計画で定める眺望景観保全地域にあつては重要眺望点からの、又、対岸眺望景観保全地域にあつては対岸重要眺望点からのカラーシミュレーション写真等
- 2 当該広告物を継続して表示する場合にあつては、次の書類を提出すること。
- (1) 当届出書
 - (2) 設置する場所を示す地図(位置図)
 - (3) 広告物の現状が分かるカラー写真(届出の日前30日以内に撮影した写真で、撮影年月日が記入されたもの)
 - (4) 管理者が作成した屋外広告物安全点検調書
- 3 当該広告物を除却した場合は、屋外広告物除却届(別記様式第8号)を提出すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 5 該当する()内に丸印又はレ点を付すか、自由記入すること。